第５章

ここだけが幸

民間協力者の活動の促進等のための取組

第１節　持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援 …… 118

第２節　民間協力者（保護司を除く）の活動の促進 …… 123

第１節 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援

1 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号 64】

昭和 25 年の保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）制定により、現在の保護司制度の骨格が作られてから、保護司※1 は、罪を犯した人や非行のある少年たちの立ち直りを支援する処遇活動を行うとともに、広報啓発や犯罪予防などの地域活動にも積極的に取り組んできた。しかし、近年、保護司の担い手確保が次第に困難となり、高齢化が進んでいることが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、第二次計画に基づき、令和５年５月から、法務省において「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、所要の検討を進め、令和６年 10 月に報告書が取りまとめられた（資 5-64-1 参照）。

報告書には、公募の取組の試行、保護司の安全確保等、政府が今後講じていくべき 78 の施策等が盛り込まれている。

資 5-64-1 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（報告書概要）

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（報告書概要） 法務省保護局

１．第二次再犯防止推進計画（令和５年３月１７日閣議決定）
○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号６４】
法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、２年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

２．論点ごとの課題事項
①推薦・委嘱の手順、年齢条件
○保護司法第３条第１項（推薦及び委嘱）、同法第７条（任期）
○公募制の導入
○委嘱時・再任時上限年齢の取扱い 等
②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化
○保護司法第８条の２（職務の遂行）
○処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制（保護司活動の限定）の導入
○事件を担当することへの不安・負担の軽減
○平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応 等
③待遇、活動環境
○保護司法第２条（設置区域及び定数）、同法第１１条（費用の支給）、同法第１３条（保護司会）
○会費・実費負担分の取扱い
○報酬制の導入
○デジタル化の推進
○更生保護サポートセンターの在り方
○保護区・保護司会の在り方
○社会的認知度の向上・広報の在り方 等
④保護司の使命
○保護司法第１条（保護司の使命）
○これからの時代を見据えた保護司の使命とは 等
⑤保護司の安全確保
○保護司活動における安全・安心の確保策の在り方
○保護司や家族の不安の軽減
○自宅以外の面接場所の確保 等

３．スケジュール
令和５年５月１７日 第１回 論点と論点ごとの課題について意見交換
６月２０日 第２回 保護司・保護司会の視察・ヒアリング
７月２７日 第３回 推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命
８月３０日 第４回 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命
９月２１日 第５回 待遇、活動環境、保護司の使命
１２月２１日 第６回 保護司の使命等
令和６年２月２１日 第７回 中間取りまとめ案について意見交換
３月２８日 第８回 中間取りまとめの確定
４月２５日 第９回 有識者からのヒアリング・意見交換
６月２７日 第１０回 保護司の安全確保等
７月２９日 第１１回 保護司の安全確保
８月２９日 第１２回 報告書案について意見交換
９月２７日 第１３回 報告書案について意見交換
１０月 ３日 第１４回 報告書の確定（法務大臣への報告）
４．構成員（１２名）
ベテラン・若手の現役保護司５名を含む学識経験者等有識者から構成

５．今後講じていく施策等
①推薦・委嘱の手順、年齢条件
✓ 公募の取組を試行
➢ 保護司の人脈のみに頼らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行。
✓ 委嘱時上限年齢を撤廃
➢ 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和７年度から、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢（原則６６歳以下）を撤廃。
✓ 任期の見直し
➢ 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、２年の任期を見直し。
✓ 国際化への更なる対応
➢ 保護司会の意向や地域の実情を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司や保護司活動の協力者として確保。
②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化
✓ 保護司活動の分担制はなじまない
➢ 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。ただし、多忙により活動に制約が生じてしまう現役世代にも配慮し、今後も活動の在り方を模索。
✓ デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減
➢ 保護司専用HP（H@）の活用促進や利便性向上のための機能拡充、土日・夜間を含めて広く研修の機会を確保するためのリモート研修の実施。
✓ 犯罪被害者等の心情等を十分に考慮した処遇の強化
➢ 保護観察官及び保護司において、保護観察等対象者に、自らの犯罪の責任を自覚させ、被害者等の心情等を理解させることによって、誠実に被害弁償させたり、心からの謝罪の気持ちを持たせてこれを実行させたりするなど、適切な処遇を強化。
③待遇、活動環境
✓ 報酬制はなじまない
➢ 保護司活動は、労働の対価としての給与の支給を受けずに行われている崇高な社会貢献の取組。保護司の無償性は、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があるもの。
✓ 保護司実費弁償金の充実
➢ 幅広い年齢層の保護司が、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるよう保護司実費弁償金を充実。保護司組織の維持・強化に必要な保護司実費弁償金も充実。
✓ 現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備
➢ 保護司活動に関し、兼職の許可や職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことや、ボランティア休暇制度の対象とすることを働き掛けるなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。
✓ 国際的な情報発信の一層の推進
➢「国際更生保護ボランティアの日（４月１７日）」を活用して、保護司や保護司制度の国際的な認知度を向上。
④保護司の使命
✓ 保護司法制等の見直しを検討
➢ 保護司の使命（第１条関係）、保護司の具備条件（第３条関係）、地方公共団体の協力（第１７条関係）等の見直しを検討。
✓ 保護司制度の在り方やその維持・発展のための方策等の検討
➢ 持続可能な保護司制度の確立には、今後の我が国の社会情勢や人々の価値観の変化等に対応していく必要があることから、保護局において、少なくとも５年ごとに検討を実施。
⑤保護司の安全確保
✓ 安心して保護司活動を継続するための取組の強化
➢ 定期的な保護観察事件の点検、保護司の不安等の適時的確な把握、保護司が相談しやすい関係性の構築、保護司複数指名制の活用、保護観察官による直接関与などの取組を強化。
✓ 保護司の家族への支援の充実
➢ 保護司の家族の不安や負担を軽減できるよう、保護司の家族が互いに意見交換できるような機会を設けるなど、必要な支援を充実。
✓ 面接場所・面接方法の選択肢の拡充
➢ 更生保護サポートセンターの複数設置に加え、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所を拡充。
➢ 面接方法に一律のルールを設けるのではなく、保護観察官や企画調整保護司が対面・オンラインで同席できるようにするなど、安全・安心が確保される面接方法の柔軟かつ円滑な選択を可能に。
✓ 保護観察等の実施体制の強化
➢ ユニット制の導入を含む更生保護官署職員の配置の最適化や保護観察官の増員により、保護観察官が、保護司や保護観察対象者等の状況に応じて迅速かつ臨機に対応することができるような体制を構築。

出典：法務省資料による。

※1 保護司
犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）により５万 2,500 人を超えないものと定められている。

2 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進【施策番号 65】

法務省は、令和６年度に、保護司活動に関する事務や保護観察所とのやりとりをオンライン上でスムーズに行えるよう保護司専用ホームページ“H@（はあと）”を改修してその機能を拡充し、保護司の負担軽減を図った。

3 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供【施策番号 66】

法務省は、地域の実情に応じ、保護司活動インターンシップ※２を実施している。その内容は、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動に地域住民等が参加するものであり、実際に保護司活動を体験することにより、保護司に対する理解が深まり、保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られている。

また、保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、保護観察所と保護司会が共同で、保護司候補者検討協議会※３を開催している。同協議会は、特に保護司が必要な区域において開催され、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握している人物を構成員として選定している。

4 地方公共団体からの支援の確保【施策番号 67】

法務省は、総務省と連携し、地方公共団体に対し、保護司適任者に関する情報提供や職員の推薦、更生保護サポートセンター※４（資 5-67-1 参照）の設置場所や自宅以外で面接できる場所の確保、顕彰等による保護司の社会的認知の向上等といった、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛けている。

更生保護サポートセンターは、地域における更生保護の拠点として、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室を備えている場合が多いところ、地方公共団体との連携により、市役所、福祉センター、公民館等に設置される場合が多く、全国の保護区全てに設置されている。

※２　保護司活動インターンシップ
地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的として、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する方々に保護司活動を体験する機会を提供するもの。

※３　保護司候補者検討協議会
保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置するもの。保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

※４　更生保護サポートセンター
保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。

資 5-67-1　更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

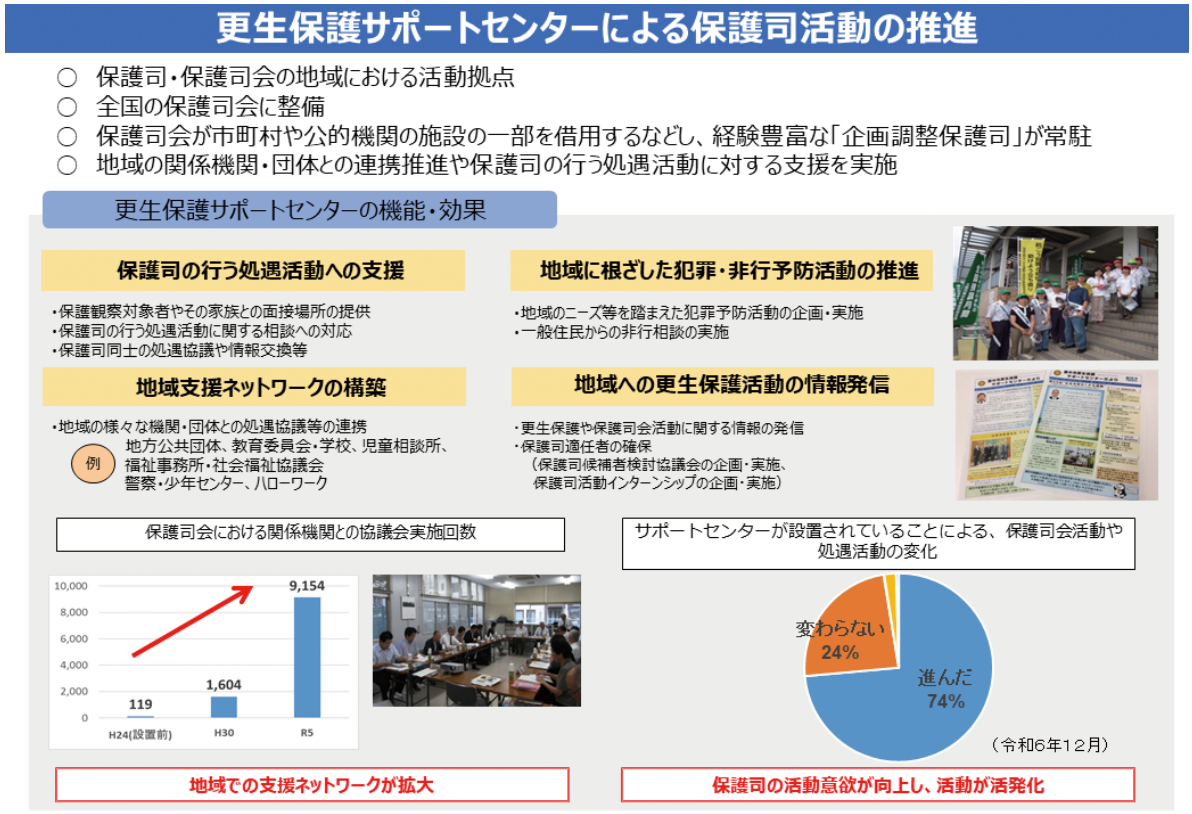

出典：法務省資料による。

5 国内外への広報・啓発【施策番号 68】

法務省は、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れるため、保護司セミナー※５による地域の関係機関等への広報、若年層にも訴求する多様な手法による広報を展開している。

また、７月を強調月間として実施する“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）においては、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指しており、地域の更生保護を担う保護司等ボランティアの社会的認知の向上を図っている。

令和６年４月にオランダで開催された第６回世界保護観察会議のプログラムの一つである「第２回世界保護司会議」において、４月 17 日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が承認されたことを踏まえ、保護司を始めとする更生保護の分野で活躍する地域ボランティアの認知度向上を図るため、ウェビナーの開催、国際会議における発表、広報動画※６の配信等の様々な方法によって、更生保護ボランティアの意義を継続的に発信している。

※５　保護司セミナー
保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介することにより、保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大及びそれら団体等の保護司活動への協力を促すことを目的としているもの。都道府県保護司会連合会により開催されている。

※６　更生保護ボランティア広報動画
日本語版　https://www.youtube.com/watch?v=CrKN00E4K4g
英語版　https://www.youtube.com/watch?v=1UPhw2Q_EKw

COLUMN
8-1

再犯防止を支える民間協力者の方々　保護司

函館地区保護司会　風間美智子

1　保護司として活動するまでについて教えてください。

①保護司として活動するまで、どのような仕事（生活）をされていましたか

団体職員として従事し、出産後退職して以降、子育て支援、PTA 活動を経て、乳児全戸訪問員をしながら、保護司としては８年目になります。

②どのような経緯、きっかけで保護司の存在を知りましたか

保護司をしている友人を子育て支援ボランティアに誘ったところ、逆に一緒に保護司をしないかと誘われ、私でも社会の役に立てるならと引き受けました。

保護司新任研修、保護司会の活動などで、先輩保護司さん達が意欲的に取り組む姿に感心し、保護司の役割の深さに「私にできるのか」と緊張いたしました。

③実際に民間協力者として活動することになった経緯、きっかけ

すぐに先輩保護司さんと一緒に保護観察事件の担当が始まり、保護観察対象者への遵守事項の確認、傾聴、励まし、面接に来ない時の対応等を学び、今でも当時の経験が「私の原点」となっています。

2　保護司の活動内容について教えてください。

保護観察対象者との面接や相談、生活環境調整のほか、保護司会の地域活動部として、「犯罪・非行の予防啓発」や「市民のつどい」の開催等に携わっています。

どの活動も地域の人の繋がりや支えがなければ成り立ちません。長い間、子育て支援の活動に携わっていますので、特に子供たちへ目が向きます。合理性や結果重視の現代社会の生きづらさは、保護観察対象者にはより厳しく感じるものです。ゆったり目線の「地域のおばちゃん」として地域の安全・安心づくりに参加していると思っています。

3　保護司の活動のやりがいを教えてください。

様々な保護観察対象者に出会い、良好措置で保護観察が終了する時は本当に安堵しますが、そうならない時の方が実際は多いです。面接当初、ソッポを向いていたのが、回を重ねるうちに正面を向き真剣な目線を見せてくれた時や反省の言葉を聞けた時が「やりがい」に当たるでしょうか。「このまま進んでほしい」と私も励まされます。保護観察対象者の行動に手を焼き、諦め、気が沈む家族や引受人が協力してくれるようになった時もその様に感じます。

かつて担当していた保護観察対象者が　長期出張先から帰省し、「頑張っているよ」と、突然、顔を見せてくれた時などは嬉しく、「応援しているよ」と保護司をして良かったと思わず笑顔になります。

4　保護司活動をする上で、御家族の理解をどのように得ましたか。

「友人に誘われたのでやってみようと思う」と伝えた時に「大丈夫なのか」と問われたことは事実ですが、子ども達はもう家を離れていたこともあり、夫は「まあまあ～」というような感じでした。私自身も夫も保護司活動を深く理解していたわけではなく、活動していくうちにその必要性と深さをより感じた次第です。大津市で保護司が亡くなられた事件の後は、事件への注目も大きかったので神経質になった部分はありますが、「黙ってやらせてくれる」のも応援の一つと思って感謝しながら活動しています。

第２節　民間協力者（保護司を除く）の活動の促進

1 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

（1）少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号 69】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号 44、58、75】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

（2）更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号 70】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS 会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性を生かして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、都道府県等に置かれた更生保護協会等の地域連携・助成事業者（令和７年１月現在、全国で 67 事業者）は、保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を行っており、保護観察所は、これらの活動の促進を図っている。

さらに、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及び BBS 会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各地で三団体合同の研修を実施し、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義やグループワーク等を行っている。

加えて、保護司に関し、法務省ではその担い手の減少傾向と高齢化に歯止めを掛けるため、保護司の活動支援及び担い手の確保の取組を進めている（【施策番号 64 ～ 67】参照）。

BBS 会については、令和５年５月に、運動の理念や活動の指針を示す「BBS 運動基本原則」が約 20 年ぶりに改定された。これにより、活動範囲及び活動対象が「非行少年等の自立支援」から「生きづらさを抱えた子ども・若者への寄り添い」に拡大され、「ともだち活動」の定義が変更されるなど、より時代に即した幅広い活動を行うことができるようになった。

更生保護女性会については、組織の独立性を担保し、活動の幅を広げていくため、全国組織である日本更生保護女性連盟を令和５年３月に一般社団法人化した。

なお、一部の保護観察所においては、更生保護ボランティアを始めとする地域の民間協力者等の活動を支援することなどを事業内容とする「更生保護地域連携拠点事業」（【施策番号 84】参照）を令和４年 10 月から実施してきたところ、同事業の内容の一部を見直し、令和７年度からは、「更生保護地域寄り添い支援事業」（【施策番号 84】参照）として実施することとしている。

2 民間協力者との連携強化

（1）地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号 71】

法務省では、刑事施設や少年院、保護観察所において、ダルク※７ や自助グループ※８ を始めとする地域の民間団体や関係機関と連携し、被収容者や保護観察対象者等の処遇等を行っている。

※７　ダルク（DARC）
Drug Addiction Rehabilitation Center の略称。薬物依存症者の回復を支援する民間のリハビリ施設。

※８　自助グループ
同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。具体的には、薬物依存症者の回復を支援する NA（Narcotics Anonymous）、アルコール依存者の回復を支援する AA（Alcoholics Anonymous）、ギャンブル等依存者等の回復を支援する GA（Gamblers Anonymous）などがある。

また、法務省及び厚生労働省は、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号 38】参照）を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体と緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施している。

矯正施設においては、受刑者や少年院在院者等に対し、篤志面接委員※９や教誨師※10等、多くの民間協力者（【コラム８-２、８-３、８-４】参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

令和６年は、篤志面接委員が１万 3,822 件（令和５年：１万 2,570 件）の面接・指導を、教誨師が１万 4,662 件（令和５年：１万 2,959 件）の教誨を実施した。

保護観察所においては、更生保護に関する地域援助（【施策番号 83】参照）により、地域の実情に応じ、支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、関係機関等との連携体制の構築を進めている。

（２）弁護士・弁護士会との連携強化【施策番号 72】

法務省は、国及び都道府県の取組として、令和５年度から「地域再犯防止推進事業」（【施策番号 78】参照）を開始しており、一部の都道府県では、犯罪をした者等に対する直接支援に関する業務を弁護士会に委託し、いわゆる「寄り添い弁護士制度」を活用した取組を実施している。具体的には、弁護士が犯罪をした者等に対して、債務整理や生活再建等に関する相談に応じること、居住手続や就労窓口、医療・福祉関係機関への引継ぎといった各種支援を行うなどにより、円滑な社会復帰や再犯防止を図ろうとする取組である。

また、矯正施設においても、弁護士会と連携した取組として、平成 31 年４月以降、一部の矯正管区と弁護士会が寄り添い弁護士制度に関する申合せを締結し、対象の矯正施設において、弁護士による支援を希望した被収容者に対し、担当弁護士による社会復帰に向けた各種支援を実施している。

検察庁においても、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

（３）犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号 73】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

保護観察所では、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS 会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼する場合に、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

※９　篤志面接委員
矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、令和６年の篤志面接委員は 1,257 人（令和５年：1,273 人）である。

※ 10　教誨師
矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、令和６年の教誨師は 1,909 人（令和５年：1,900 人）である。

３ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進【施策番号 74】

法務省は、少年院に在院している少年の再犯・再非行の防止を実現することを目的として、令和３年度から令和５年度までの間、成果連動型民間委託契約方式（PFS）※11 の一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）※12 を活用し、少年院に在院している少年のうち、意欲のある者に対し、学習支援を行う事業（資 5-74-1 参照）を実施した。また、令和５年度には、地方公共団体に対して PFS 等を活用した再犯防止の取組の実施に向けた支援を行うことを目的に、同事業等を素材として PFS 等による事業の導入・実施のプロセスを解説した「再犯防止分野における PFS ／ SIB の手引き～法務省における PFS ／ SIB 事業の実施プロセス等解説～」※13 を公表した。さらに、令和６年度は、本事業の取組状況や成果の検証及び今後の課題の検討に着手した。

資 5-74-1　SIB による非行少年への学習支援事業

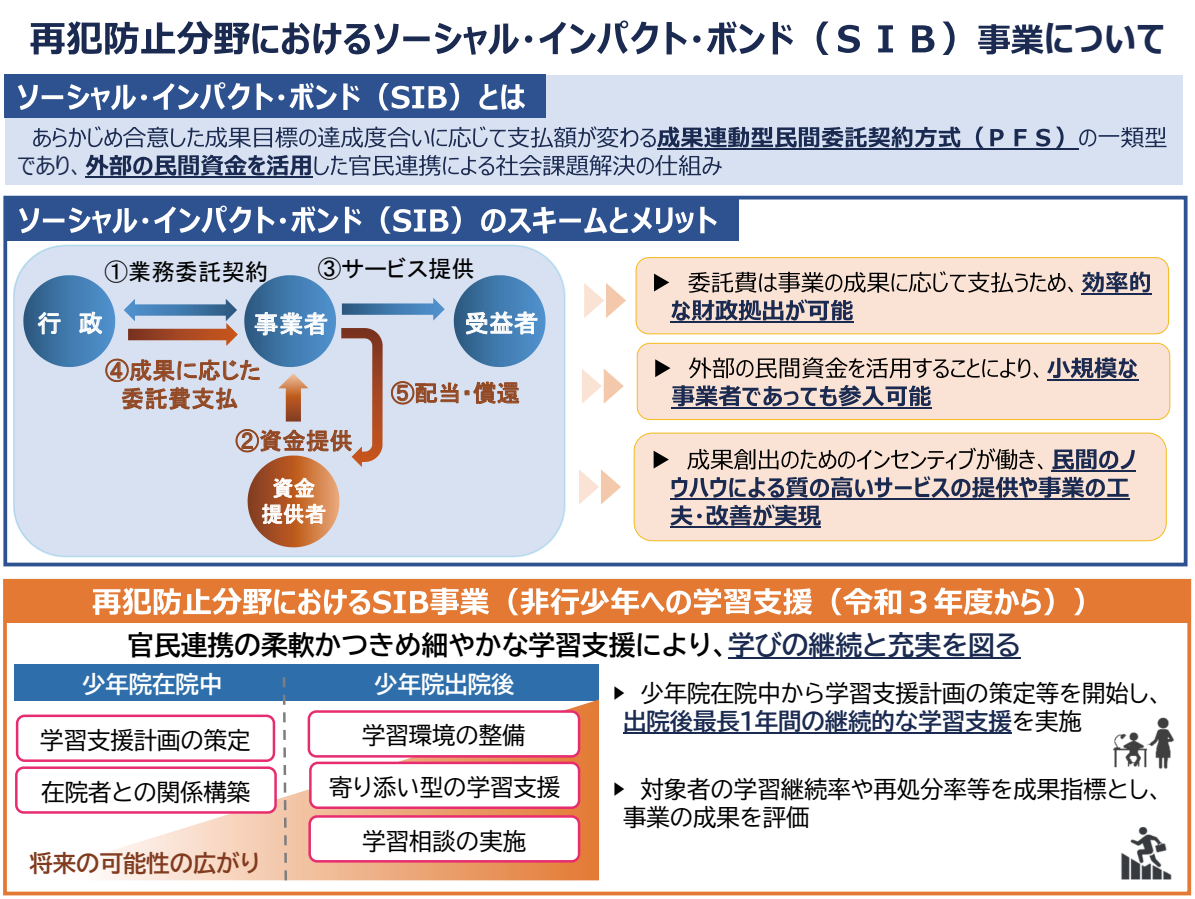

出典：法務省資料による。

※11 成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）
地方公共団体や国が、民間事業者に事業を委託し、事業の内容について民間事業者に一定の裁量を認めるとともに、事業の成果を評価した上で、その成果に連動して委託費の支払を行うもの。

※12 ソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond、SIB）
PFS の一類型であり、民間事業者が金融機関等の資金提供者から当該事業等に係る資金調達を行い、民間事業者から資金提供者への償還等も成果に連動した地方公共団体等からの支払額に応じて行うもの。

※13 再犯防止分野における PFS ／ SIB の手引き～法務省における PFS ／ SIB 事業の実施プロセス等解説～
https://www.moj.go.jp/content/001397136.pdf

加えて、クラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用及び更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアル（資 5-74-2 参照）や、BBS 会の各種研修用教材として、クラウドファンディングの実践方法を紹介する動画を作成し、更生保護女性会や BBS 会を始めとする更生保護関係団体による犯罪予防・再犯防止活動等の継続を支援している。

内閣府は、令和３年２月に、SIB を含む PFS 事業を実施しようとする国又は地方公共団体等が当該事業を円滑に実施できるよう、PFS 事業の実施に関する一連の手続の概説等を示した「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン」※14 を作成、公表し、令和６年２月に改訂した。また、令和３年度から SIB を含む PFS 事業を実施する地方公共団体を対象とする「成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業」（資 5-74-3 参照）を開始し、PFS 事業における委託費のうち、成果連動支払部分等について複数年にわたる補助を行うとともに、評価の専門機関が当該事業の成果評価について支援を行っている。

資 5-74-2　更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要

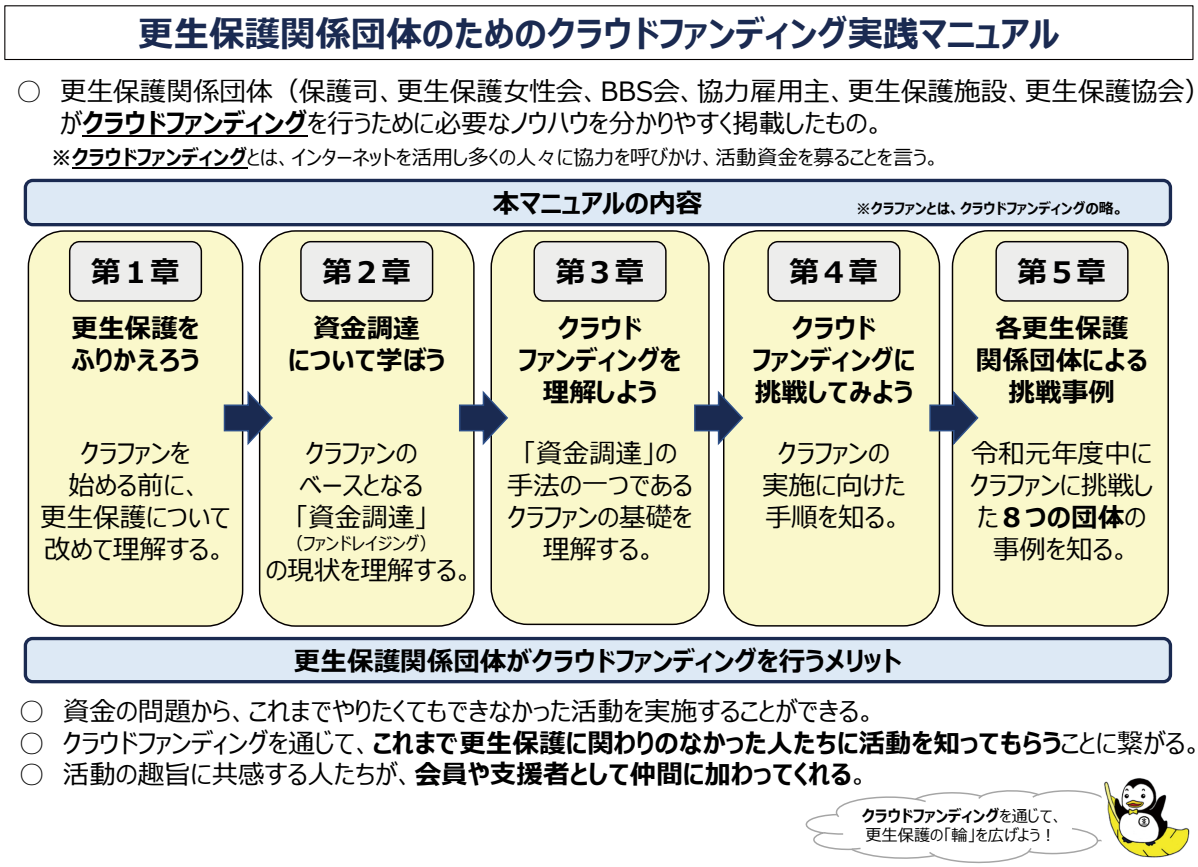

出典：法務省資料による。

※ 14　成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン（令和６年２月改訂）
https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf

資 5-74-3　PFS 推進交付金の概要

PFS推進交付金（国庫債務負担行為（5年） 1.65億円）

- ＰＦＳ事業を実施する地方公共団体に対する複数年の交付金
- 成果評価について、評価の専門機関による支援（内閣府がコンサルを派遣）

補助率・補助限度額等

【成果連動部分】
・補助率： 2分の1・・・上限額：4,000万円（但し先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円）
【中間支援事業者の活用費用部分（先導案件のみ）】
・補助率：10分の10・・・上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方
【ファイナンス部分（SIBのみ）】
・補助率：10分の10・・・上限額： 500万円

【交付スキーム】

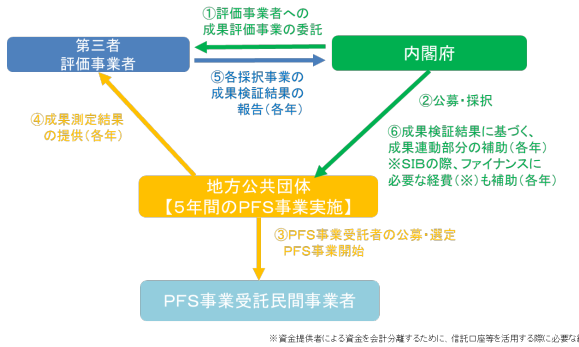

【補助対象】

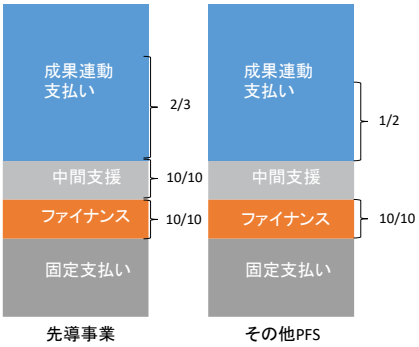

出典：内閣府資料による。

4 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実

（1）民間協力者の活動に関する広報の充実【施策番号 75】

警察は、令和６年４月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員４万 6,000 人、少年警察共助員約 220 人及び少年指導委員約 5,600 人を委嘱しているほか、令和７年３月現在、大学生ボランティア約 8,600 人が全国で活動している。これらのボランティアの活動への理解や協力を促進するため、啓発資材の作成・配布、警察のウェブサイト※15 等を通じて、ボランティア活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）の広報・啓発行事や、エックス（旧ツイッター）等の SNS※16 を通じて更生保護ボランティアの活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

また、保護司の適任者確保や保護司活動への協力の促進を図るため、保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し、保護司活動等について紹介する保護司セミナーに取り組んでいる。

※15 警察庁ウェブサイト「少年非行防止対策」
https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html

※16 更生保護ボランティアの活動を紹介する SNS
法務省エックス（旧ツイッター） https://x.com/MOJ_HOUMU
法務省保護局エックス（旧ツイッター） https://x.com/MOJ_HOGO
法務省保護局インスタグラム https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/

（２）民間協力者に対する表彰【施策番号 76】

内閣官房及び法務省は、平成 30 年度から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰している。令和６年度は、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった個人及び団体を表彰した※17（資 5-76-1 参照）。

資 5-76-1　令和６年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者・受賞団体と活動概要

受賞者・受賞団体	活動概要
水舟　雪枝 （少年警察協助員）	・少年警察協助員として、公園やコンビニ等を巡回し、少年に積極的に声を掛け、非行防止に尽力 ・問題を抱える少年の立ち直りを支援する「立ち直り支援活動」にも積極的に参加
牛久シャトー株式会社 （茨城県牛久市）	・茨城農芸学院の在院者が栽培したブドウを醸造して、醸造場（牛久シャトー）120 周年記念ワインを製造・販売 ・同社の技術担当者が、ブドウ栽培等に係る技術・知識を少年院に伝達
ぐんま・つなごうネット （群馬県前橋市）	・群馬県の弁護士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会及び司法書士会の申合せにより設立 ・弁護士からの依頼を受け、被疑者・被告人等に対して福祉サービスにつなげるための支援等を無償で実施
更生保護支援ボランティア ふれあいサークル （秋田県秋田市）	・刑務所出所者等で身寄りがない高齢者や障害のある者等の居住先を訪問し、日常生活における「話し相手」となる活動を実施 ・支援対象者が亡くなった後も、納骨や供養に参加
更生保護法人鳥取県更生保護給産会 （鳥取県鳥取市）	・更生保護施設を運営し、刑務所出所者等の住居支援や自立支援を実施 ・地域食堂「みんなで来んさいな」を開設し、施設退所者、高齢者、生活困窮者など孤立しがちな者と地域住民との交流の場を提供
特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構 （広島県広島市）	・刑務所出所者等の就労支援や協力雇用主の支援を実施 ・広島県、広島地方検察庁、広島保護観察所の依頼を受け、刑事司法の入口から刑事司法手続終了後まで、一貫した就労支援を実施
横浜刑務所教化事業後援会 （神奈川県横浜市）	・設立後約 56 年間にわたって、活動費助成や研修会開催など、横浜刑務所の教誨師・篤志面接委員への支援を実施 ・花壇整備、運動器具・指導用書籍等の寄付など、横浜刑務所の矯正処遇の充実にも寄与

※　個人、団体の順に 50 音順。敬称略。

※ 17　令和６年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者及び功績概要
https://www.moj.go.jp/content/001426023.pdf

COLUMN
8-2

再犯防止を支える民間協力者の方々　教誨師

宮城刑務所（教誨師）　梅澤徹玄

1　教誨師として活動するまでの経緯について教えてください。

私は寺院の家に生まれたわけではなく、ごく普通の一般の家庭で育ち、大学卒業後は会社員として働いていました。当時は好景気に沸いている時代でしたが、私は「地に足の着いた生き方」を求めて模索していました。

そんな折、29歳で出家をすることになるのですが、きっかけをくださったのは、宮城刑務所で教誨師をされていた２人の布教師の方々です。振り返れば、大学時代の経験も大きく影響していたと思います。法学を専攻していた私は、ある冤罪事件の被告の親族が、街頭で家族の無実を訴える姿に心を打たれ、裁判支援活動に関わりました。そうした経験が、司法や人間の尊厳への関心を育てたのだと思います。

時が流れ、教誨師のお一人から後任として推薦をいただき、「これは天命だ」と感じて教誨師の道を歩む決意をしました。

2　教誨師の活動内容について、教えてください。

刑務所で受刑者を対象に、月１回ほど宗教的な教えを伝える活動を行っています。内容は、複数人に向けた「集合教誨」や「坐禅会」、一対一の「個人教誨」など多岐にわたります。

活動は、季節にちなんだ話題を交え、仏教の真理を説く「法話」から始まり、仏教の教えに関する資料の読み合わせ、「数珠」や略式の袈裟である「絡子」（仏教徒の装身具）を身に着け、「五体投地」と呼ばれる、仏教において最も丁寧な礼拝、「読経」というお経の唱和、そして心・呼吸・身体を調える「坐禅」へと進みます。

個人教誨では、受刑者が被害者や家族に対して抱く、ざんげの気持ちに耳を傾け、共に礼拝や読経を行います。

また、臨済宗の僧侶として、お盆の時期には亡くなった方々やご先祖に感謝を伝える「盂蘭盆施餓鬼法要」という法要を、宗教行事として実施しています。この法要では、僧侶だけではなく在家信徒（出家していない信徒）の方々にも刑務所内に同行いただき、仏教の教えを信仰の心を込めて旋律に乗せて唱える「御詠歌」を実施しています。この行事は、僧侶以外の方々にも刑務所のことを知っていただく機会にもなっていると思います。

3　教誨師の活動のやりがいを教えてください。

教誨の場では、まずこちらから礼儀を尽くし、心を込めて丁寧な挨拶を行うことで、「人間の尊厳」を自覚してもらえるように努めています。読経、坐禅の指導、仏教の教えを丁寧に伝え、時には、思いに耳を傾け、一人ひとりの心に寄り添い、「一つの人格」として接する中で、その人が本来持っている「人間性」や「生まれながらの本来の心」が垣間見える瞬間があります。

こうした心の交流を重ねることで、受刑者が罪と向き合い、その重さを再認識し、人生をやり直そうとする、その後押しができることに、大きなやりがいを感じます。社会復帰が近づく頃には、感謝されることもあり、それが何よりの喜びとなっています。

4　教誨師として大切にしていることを教えてください。

刑務所に収容されている方の中には、過酷な環境や悪縁に翻弄され、法を逸脱してしまった人達もいると考えています。「犯罪者」というレッテルを不必要に抱くことなく私達と何ら変わらない人間の一人であるという気持ちを持つことが大切です。自らの罪と真摯に向き合い、尊厳を自覚し、人生をやり直す覚悟を持つには、理解し、後押しする他者の存在が必要です。

私はこれからも、受刑者にとって安心して心を開ける存在となれるよう、丁寧、誠実に向き合っていきたいと思っています。

COLUMN
8-3

再犯防止を支える民間協力者の方々　篤志面接委員

愛光女子学園（篤志面接委員）　菅井文子

1　篤志面接委員として活動するまでの経緯について教えてください。

私の祖母は、篤志面接委員制度が創設された当時から、少年院である愛光女子学園で篤志面接委員として活動していました。その後、母もその志を受け継ぎ、同じ学園で長年篤志面接委員の活動を続けていたため、私の家庭では、ごく当たり前のように「篤面（とくめん）」という言葉を耳にしていました。

一方、私は、大学卒業後は一般企業に就職し、結婚後は専業主婦として子育てに専念する日々を送っていました。しかし、下の子が中学生になった頃から、「仕事に復帰するなら、社会の役に立つことがしたい」という思いが少しずつ強くなってきました。

そんな折、祖母が、篤志面接委員の活動として 長年取り組んでいた愛光女子学園での生け花の指導を、平成 16 年から引き継ぐことになりました。こうして、もともと親しみを感じていた篤志面接委員としての活動を始めることができ、私にとってとても自然な流れだったと感じています。

2　篤志面接委員の活動内容について、教えてください。

私が担当している生け花の指導は、最初に、花材や道具の名前、基本的な生け方について、黒板を使いながら説明します。その後、在院生はそれぞれに用意された花を使って、思い思いに自由に生けていきます。

作業が始まると、あちこちから「先生！先生！」と声が上がり、たくさんの手が挙がります。私は、一人ひとりの声に丁寧に耳を傾け、「何が分からないのか」、「どんなふうに生けたいのか」をじっくりと聞き取ります。そして、そのやり取りの中で、その子なりの思いや悩みに寄り添いながら、個別にアドバイスをしています。

指導の際にいつも心掛けているのは、どの在院生にも分け隔てなく、平等に、そして誠実に丁寧に向き合うこと。生け花を通じた、そうしたやりとりの積み重ねが、信頼を育む時間となっていればと思っています。

3　篤志面接委員の活動のやりがいを教えてください。

生け花に初めて触れる在院生の中には、生け花に興味がなかったり、初めての体験に戸惑っている姿が見られたりすることも少なくありません。しかし、回を重ねるごとに、以前のアドバイスを思い出しながら工夫して生けるようになり、作品にはその子らしい個性が表れます。私はその努力をたくさん褒めるようにしています。そのときの子供たちの表情は、自信に満ちて見えます。そうした表情を見るたびに、この活動の意義を実感します。

授業の最後には、花の名前やスケッチ、感想をノートにまとめ、発表してもらいます。「楽しかった」、「お花の時間が楽しみ」、「お花に癒やされます」、「今日は今までで一番上手に生けられました」といった言葉を聞くたびに、私自身も大きな喜びを感じています。

4　生け花教室を通して、在院生に望むことを教えてください。

生け花を通して、在院生には四季の移ろいを感じてもらい、「美しいものを美しいと素直に思える心」を育んでほしいと願っています。そして何より、社会に戻ったとき、思い通りにならないことや、何かに行き詰まりを感じて怒りが込み上げてきたときに、お花に目を向けて心を落ち着けられる人になってくれたらと思うのです。

また、限られた時間の中で時には枝を１本１本、お花を１つ１つ切り離し生けるなど手間をかけ諦めずに作品を完成させたという経験が、子供達の自信につながることを願うとともに、小さな成功体験の積み重ねが、これからの人生の支えになることを信じています。

COLUMN
8-4

再犯防止を支える民間協力者の方々
千葉刑務所読書クラブ

千葉刑務所読書クラブ　白井操

1　刑務所において活動するまでの経緯について教えてください。

教員をしていた時、平成 10 年の学習指導要領で「共に生きる力を育てる」という目標が掲げられたことがありました。良い目標ですが、「さて自分は、外国の人・障害のある人・犯罪にかかわった人と隣人として共に生きることができるだろうか。」という思いの中、千葉刑務所の教育活動に協力していた友人から、「先生」ではなく普通のおばさんとして参加しないかという誘いがありました。それなら私にもできそうだと参加したのが千葉刑務所との関わりのスタートです。そして何回かその活動に参加しているうちに、「読書クラブ」をやらないかという話がきました。本を読むのは好きですし、参加している受刑者の方々が本を選び、全員で感想を話し合うという形式なら私にもできそうだと思い引き受けることにしました。

2　活動の内容について、教えてください。

参加している受刑者の方々には、事前に課題本を読んで感想文を書いてもらいます。月１回、１時間の活動日に感想文を持ち寄り、課題本を選んだ人から一人３～５分程度で感想を発表してもらいます。その後、時間があればフリートークをします。最後に課題本の選者が話し合いの感想を述べ、次回の予定を確認して終了するという流れです。この読書会の後、参加した受刑者の方々が書いた感想文に、一言コメントを書いて返します。年度初め・年度末には、受刑者の方々がその時に読んでいる本の紹介や今年度読んだ本の中のベスト３の発表もしています。受刑者の方々が読む本をどう準備するかが難問ですが、今は千葉刑務所の職員の方々に協力いただき、できる限り受刑者の方々の希望に沿う形で対応してもらっています。

3　活動のやりがいを教えてください。

本を読むことは一人で、それほどお金をかけずにできる楽しみです。長く厳しい刑務所生活を過ごす中で、出所した後の生活を支えるものとして読書の楽しみがあったらいいなと思って活動していますが、参加している受刑者の方々がそれぞれ選ぶ本が多様であること、課題の本をとても丁寧に読み込んでいること、それぞれ多様な人生経験を踏まえた感想が語られること、それがのびのびと語られることから、私自身が得ることが多く楽しんで活動しています。

4　印象に残っている体験談を教えてください。

童話屋の「日本国憲法」を課題本として選定し、その感想を共有したことがありました。その際、受刑者の方々の意見の隔たりが大きく、なかなか話し合いは深まりませんでしたが、「前文」の命の大切さについて書かれているところに触れて「そういう大事な命を自分は殺めてしまった」と言った方がおり、そのことだけが原因ではないかもしれませんが、それからじきにその方はクラブを退会されました。その方の心の傷に不用心に触れてしまったのかもしれないと思う出来事でした。本人が望んでの退会は仕方のないことですが、様々な事情から退会を余儀なくされ、急に会えなくなるということもこの 10 年間、度々ありました。その都度、この集まりが一期一会のものであることを思い知らされ、この読書クラブでの、受刑者の方々との出会い、時間を大切にするようにしています。

COLUMN
8-5

再犯防止を支える民間協力者の方々
菊陽町更生保護女性会

菊陽町更生保護女性会　村上緑

1　更生保護女性会員として活動するまでについて教えてください。

私はスポーツが大好きで、スポーツ団体に籍をおき、子どもたちや高齢者等の健康運動指導士として多くの人とコミュニケーションを取る活動を行っておりました。

また、私の姉が、長年にわたり地区の更生保護女性会の会長として活動しており、私もよく手伝いをしていました。姉や会員の皆様が楽しく生き生きと活動している姿に感銘を受け、気付いたら私も入会していました。更生保護女性会での活動は、他にはない、目新しい新鮮な取組であるように思います。更生保護施設の慰問に行ったり、保護司さんたちと啓発活動に参加したり、刑務所の見学研修に行ったりと、経験したことのない心に残る活動を経験しています。

2　更生保護女性会の活動内容について、教えてください。

会では、研究・研修（薬物乱用、男女共同参画、人権推進等）を行い、青少年健全育成を主軸に多くの団体と連携して活動をしており、社会福祉活動の一環として、共同募金運営にも関わっています。また、親子ふれあい交流活動として、農家の畑で収穫した作物で料理に挑戦する「親子収穫体験と食育」を行い、作物の大切さや、自然の恵みに感謝し、普段とは違った親子のふれあいの時間となっています。他にも、親子ふれあい交流活動として行っている「七夕とそうめん流し」「親子で餅つき大会」「親子で学ぶ社会見学」等では、親子で協力して笑顔で活動に取り組む姿が見られます。

3　更生保護女性会の活動のやりがいを教えてください。

菊陽町更生保護女性会は昨年 60 周年を迎え、新たなスタートを切りました。長く続けられることに喜びを感じています。活動の苦労もありますが、成果や結果が出た時などは苦労も吹き飛び身も心も爽快になります。活動を通じて多くの方々と出会うことができますし、10 年来の親友もできました。素晴らしい出会いに感謝しています。毎年「愛の手だより」という広報誌を発行し、町民に回覧しています。活動を少しでも理解してもらい、更生保護の心が広がっていることにも喜びを感じています。

積極的な活動が評価され、平成 28 年に内閣総理大臣による安全安心なまちづくり関係功労者表彰をいただき、令和７年には法務大臣感謝状をいただくことができました。会員一同、心より感謝しております。

4　力を入れて取り組んでいる活動について教えてください。

子どもたちが成長していく上で大切なことである「早寝・早起き・朝ごはん」を家庭の目標として推奨しているほか、小さい時から多くの地域の方との出会いを大切にして絆を深め、コミュニケーションの取れる人に成長していくことが非行防止に繋がると信じ、親子ふれあい交流活動に取り組んでいます。また、社会を明るくする運動に町ぐるみで取り組み、多くの団体に呼びかけ、町民一人ひとりの立場で犯罪や非行防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深めてもらい、安全で安心な地域社会につなげることを目指しています。

COLUMN
8-6

再犯防止を支える民間協力者の方々
茨城県 BBS 連盟

茨城県 BBS 連盟　理事　植竹智央

1　BBS として活動するまでについて教えてください。

高校２年生から地元でボランティア活動をしていた私は、高校卒業のタイミングで市の社会福祉協議会に進路の報告をしに行きました。その際に、ボランティアコーディネーターの方から「来年度石岡で BBS というボランティア団体が発足するんだけど、手伝ってくれない？」という話を聞き、そこから参加していきました。

元々学生時代にいじめられていた経験がある私は、加害者側の心理や考えを理解したいと思って、BBS での活動に参加しました。

2　BBS の活動内容について、教えてください。

BBS は、地域ごとに活動内容に幅があります。BBS に入会した初期の頃は、非行少年の更生保護活動として、「少し年上のお兄さんお姉さんの立場で支援する」というともだち活動が主流でした。しかし、私が所属していた平成 24 年から現在にかけては少年の数も減少し、子ども食堂や地域の居場所での学習支援が増加しています。

茨城県 BBS 連盟でもコロナ禍までは、年に数回保護観察中の子を誘い、キャンプやスポーツ交流会を実施していました。コロナ禍以降は、私が新しく立ち上げたボランティア組織の活動の「オンラインでの不登校支援活動」を BBS の学生に協力してもらい、コロナ禍でボランティアができなくなった会員の活動場所として提供しました。

3　BBS の活動のやりがいを教えてください。

BBS 活動のやりがいは二点あります。

一つ目は、少年の非行の背景に家庭環境や個人の特性が複雑に絡んでいることを理解できて、支援を通じて少年たちの葛藤や思考の深層に触れられたことです。自分自身も学生時代に同級生からのいじめを経験したのですが、いじめをしてきた同級生にも、彼らが抱える想いや家庭事情があったのではないかと、彼らの行動を理解することができました。

二つ目は、全国の同世代の BBS 会員や更生保護関係者と交流する中で、自分の見識が広がり、支援活動へのモチベーションが高まったことです。また、内閣府の日本中国親善交流事業に代表青年として派遣させていただき、中国の青年と意見交換した経験を通して、価値観の違いなどを把握することができました。

4　茨城県 BBS 連盟にて力を入れて取り組んでいる活動について教えてください。

茨城県 BBS 連盟では、令和２年以降、ICT やオンラインの活用と、更生保護女性会・保護司会との連携強化に力を入れています。ICT やオンラインの活用の面では、他地区の BBS 会員や関係団体とのオンライン情報交換会を開催しました。他団体がオンラインで行っている１対１での不登校支援の活動もサポートしています。

更生保護女性会・保護司会との連携の面では、LINE や iPad 講座を年３回実施し、BBS 会員と更生保護女性会・保護司が直接交流する機会を創出しています。また、両団体のホームページ制作支援も行い、時代に沿ったデジタル化と地域連携の仕組みを推進しています。

COLUMN
8-7

再犯防止を支える民間協力者の方々　協力雇用主

株式会社アイ・ドゥー　後藤さとみ

1　協力雇用主になったきっかけについて教えてください。

平成 24 年から現在に至るまで、1,100 名ほど刑務所出所者等を雇い入れており、そのうち約５％にあたる 55 名は長期的に継続して雇用しています。また、在籍中の再犯等は 10 名程（１％）の状況です。

協力雇用主となったきっかけは、人材派遣業において、登録者の中に更生保護施設在所者の方がいたのが最初のきっかけでした。刑務所出所者と接することが初めての経験のため、分からないことばかりで、最初は戸惑いや不安もありました。そこで、まずは、その方の状況や更生の実状をお聞きしようと更生保護施設に伺うことにしました。

その際、再犯を防ぐ取組をお聞きし、「もしかしたら、人材派遣業だからこそ、お役に立てることがあるのでは」と思い始め、徐々に気持ちも前向きになりました。さらに、更生保護施設職員の方から「今後もお世話になれますか」と尋ねられ、協力雇用主の一員として歩む決心をしました。

2　協力雇用主の活動内容について、教えてください。

就労支援事業者機構、家庭裁判所等を通じて保護観察対象者と面談をしたり、直接刑務所や少年院へ出向いて面談をしたりして、雇用に繋げています。

現在だけでなく将来も見据えた住居や仕事の準備、そして即対応できる体制を整え、継続的な生活支援も行っています。特に、就労後も毎日フォローを続けることが重要と考え、活動を行っています。生活困窮者に対しては、食料品の提供や生活費の前払いなどの対応も行い、最終的には「安定した生活」を目指しています。

3　協力雇用主の活動のやりがいを教えてください。

協力雇用主として活動するようになり、アパートの契約、仕事探しから職場定着に至るまで、様々な経験は負担というよりは勉強でした。雇用した方の生い立ちや人生の価値観、生活環境などをしっかり受け止め、今まで気づいていなかったことにも目を向けられるようになりました。その結果、仕事を続けていくためのフォローを手厚くできるようになったと感じています。

一人一人が自立した生活を築けるようになることは私たちの原動力であり、喜びです。毎日、面談を重ねながら、個々の成長を感じることができる時、また、社会の一員として働き、生活できる姿を見ることができるのは、本当に嬉しいことです。

4　非行や犯罪をした人を雇用する上で工夫していること・大切にしていることを教えてください。

雇用した方の罪名などは社員には公表していませんが、人柄や性格、希望などは共有し、情報を把握しながら進めています。人と人なので、合う、合わないは必ずあります。指導等を担当する社員が本人と合うかどうかも見極めながら対応しています。

日常では、何かあったらすぐ会社に来てもらい面談します。何度も面談を行うこともあります。顔や表情を見て、心理状況や意識の変化なども感じながら、長く仕事を続けられるように、再マッチングも含めて業務にあたっています。

一番大切なことは、一人一人の支援を、決して投げ出さないことです。本人の意思がある限り、自立できるまではずっと寄り添っていきます。そのような心の支えとなる存在が必要であると痛感しています。継続的に収入を得て、生活に切れ目が生じないように、シームレスなサポートを心掛けています。

COLUMN
8-8

再犯防止を支える民間協力者の方々　更生保護協会

更生保護法人静岡県更生保護協会　理事長　土屋雄二郎

1　静岡県更生保護協会の成り立ちや現在の組織の概要について教えてください。

当協会は、昭和 27 年に静岡県内における犯罪予防と更生保護事業の充実発展を図るため、「更生保護会」として発足し、その後、「財団法人」の設立許可を受け、平成８年には「更生保護法人」の組織変更認可を受けて活動しています。役員等は、静岡県下の経済界・法曹界や更生保護団体等による理事 17 名、監事３名及び評議員 26 名のほか、運営助成会員として、特別賛助会員 1,065 名、賛助会員 1,742 名、普通会員 2,404 名の合計 5,211 名により構成されています（令和６年度）。

2　活動の内容について、教えてください。

更生保護事業法に基づき事業を実施しており、更生保護の領域における助成団体としての役割を果たすため、具体的には、地域連携・助成事業として、地区保護司会、更生保護女性連盟、BBS 連盟、就労支援事業者機構及び更生保護施設が充実した更生保護活動を実施できるように適切な助成を行っているほか、「社会を明るくする運動」の推進委員会への参画や「非行防止住民啓発活動」の一環として地区保護司会 30 か所において、地域住民・学生・生徒を対象に更生保護に関するビデオフォーラムやミニ集会・ケーススタディ方式によるグループ討議等を学校、コミュニティーセンター、大型小売店舗等を会場として行い、地域住民の非行防止に関する啓発活動を実施しています。

3　最近力を入れている取組について教えてください。

更生保護の広報や寄附活動に資することを主な目的として、令和５年度に「更生保護協会のホームページ」を開設しました。広報誌「静岡県更生保護」のバックナンバー検索ができるようになるとともに、役員の交代、事業内容等も毎年度更新しており、関連リンクにおいて、関係機関のホームページも検索可能になりました。

また、令和６年度から、「静岡犯罪被害者支援センター」の設立目的である「社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、地域安全や人権の擁護に寄与する」という趣旨に理事会及び評議員会において賛同し、同センターの賛助会員に登録して、犯罪被害者やその遺族に対する支援を実施しています。

4　今後の展望について教えてください。

当協会の活動資金や地区保護司会の適切な運営を維持するため、現在、「運営助成会員制度」により資金の多くを確保している状況です。今後、活動資金の拡大策を検討・実行したり、静岡県内を拠点とするプロのサッカー・バスケット・野球チームに更なる協力の働き掛けを行うほか、更生保護関係団体の連携・活動拠点となるいわゆる「更生保護センター」構想を検討して、更生保護関係団体がより効率的にその機能と役割を発揮できるよう相互協力を活性化したりするなど、多くの課題克服のための方策を考えています。

※静岡県更生保護協会ウェブサイト　https://kouseihogo-net.com/

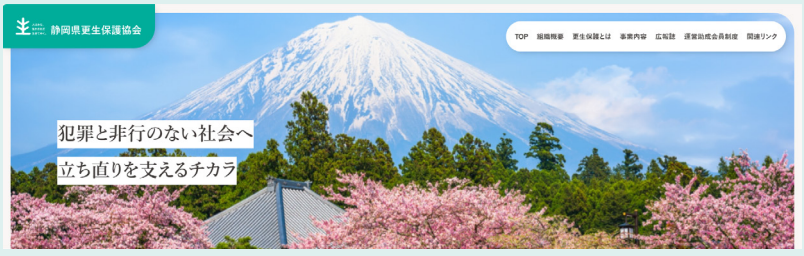

COLUMN
9

知りたい、学びたいと願う全ての人に まなびのつながりを育む

丸善雄松堂株式会社

「まなびの力で社会を明るく」これが私たちのポリシーです。

更生保護には、二つの大切な側面があると考えています。一つは、罪を犯してしまった人たちの立ち直りを支援すること。もう一つは、「まなび」の力によって、そもそも犯罪を起こさない社会をつくることです。私たちはこの両面に対して、長きにわたり「まなび」と向き合ってきた企業として、教育という観点から貢献したいと考えています。

つまり、誰もが平等にまなびの機会を得られる社会の実現こそが、犯罪を未然に防ぐ大きな力になると信じています。

こういった想いの下、保護局との連携協力協定（令和６年９月 18 日締結）に基づき、再犯防止に寄与すべく以下の取組を実施しています。

【丸善雄松堂株式会社及び株式会社丸善ジュンク堂書店の取組】

○“社会を明るくする運動”への広報協力

全国の書店、大学内の物販店舗、賛同いただいた図書館において、“社会を明るくする運動”強調月間の７月にポスターを掲示するとともに、スタッフが幸福（しあわせ）の黄色い羽根を着用し、お客様をお迎えします。店や図書館には知的好奇心旺盛なお客様が多く来店されるため、「黄色い羽根」に関心をお持ちになってお声がけいただくことがございます。趣旨をご説明すると、多くのお客様が好意的に受け止めてくださり、この取組に対して温かいご支援や励ましの言葉をいただいております。こうした活動を通じて、多様な層への広報・啓発に貢献させていただいております。

なお、令和６年度は法務大臣より感謝状を賜りました。令和７年度も継続し、全国 226 ヶ所にて“社会を明るくする運動”への広報協力を実施いたします。

○“社会を明るくする運動”関連シンポジウムの開催

弊社の持つネットワークを活用し、「産官学連携」シンポジウムを開催します。

令和７年度は、全国各地（山梨県甲府市、福島県檜葉町、静岡県（台風のため中止）、北海道帯広市、香川県善通寺市、東京都千代田区）で開催いたしました。

再犯防止においては、「立ち直りを支える地域のチカラ」が極めて重要であると考えており、地域に根差した活動の推進を目指しています。保護司、更生保護女性会、BBS 会等更生保護の関係団体を始め、弊社の持つ大学ネットワークや企業及び自治体の皆様と連携し、多様な主体が関り合い、支え合う「地域のチカラ」を広げていきます。各地では、農福連携や、文化振興、アートの力等それぞれの地域の特色を活かした、安全で安心な地域社会の実現を目指す取組を紹介してまいります。

【今後の展望　社会的包摂拠点の実現に向けて】

前述のとおり、再犯防止には「地域のチカラ」が重要で、誰もが正しい知識と意識を持った包摂的な社会を目指していきたいと私たちは考えます。誰もが平等にまなびの機会を得られる場、誰をも受け入れる共生社会の実現、孤独や孤立を防ぐ居場所、思いやりや助け合いの心を育み、みんなが幸せな社会を築く道標となる居場所づくりを、弊社の持つ公共施設の運営の実績を基に目指していきます。

今、私たちの活動を通し、想いを持ったたくさんの人たちがつながり始めています。

弊社だからこそ持ち得るネットワークで、教育、医療、福祉、宗教、いろいろな境界線を越えてつながりを育んでおり、個々の力が一つになった時、再犯防止に貢献する社会的包摂拠点は、まさに実現の時を迎えつつあると感じています。